

千代川水害タイムライン検討会 設置要綱 (案)

(名称)

第1条 本会は、「千代川水害タイムライン検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、台風等による風水害で起こり得る千代川水系大規模氾濫時に備えて、千代川水害タイムライン(防災行動計画)を検討することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 検討会の参加機関を対象とした千代川流域の国管理区域内における風水害等による大規模氾濫時に備えたタイムライン(防災行動計画)の検討。
- 2 その他必要な事項。

(組織構成)

第4条 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1 検討会の組織は、別紙に掲げる構成機関とする。
- 2 検討会に、座長を置くものとする。
- 3 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

(検討会の招集等)

第5条 検討会は、座長の招集により開催する。

- 2 座長は、検討会の構成機関以外の機関等の出席を求めることができる。

(公開)

第6条 検討会は原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 検討会における議事要旨は、検討会后、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所のウェブサイト公開するものとする。

(事務局)

第7条 検討会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所に置く。

(雑則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会で定める。

(附則)

この要綱は、令和元年8月7日から施行する。

千代川水害タイムライン検討会組織構成

(座 長)

鳥取大学大学院 工学研究科 教授 三輪 浩

(構成機関)

鳥取市

中国電力株式会社

鳥取ガス株式会社

西日本電信電話株式会社

西日本旅客鉄道株式会社

日本交通株式会社

日ノ丸自動車株式会社

日本放送協会

日本海テレビジョン放送株式会社

株式会社山陰放送

山陰中央テレビジョン放送株式会社

日本海ケーブルネットワーク株式会社

株式会社鳥取テレトピア

鳥取県

鳥取県 警察本部

鳥取県 鳥取警察署

鳥取県 郡家警察署

鳥取県 智頭警察署

鳥取県東部広域行政管理組合 消防局

陸上自衛隊 第8普通科連隊

気象庁 鳥取地方气象台

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所